　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　R3.8.7評議員会承認

社会福祉法人美友会　役員及び評議員の報酬等に関する規程

 (目的及び意義)

第１条　この規程は，社会福祉法人美友会（以下「この法人」という。）の定款第８条及び第21条の規定に基づき，役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第２条　この規程において，役員とは理事及び監事をいい，評議員と併せて役員等という。

２　費用とは，職務遂行に伴い発生する交通費，旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい，報酬とは明確に区分されるものとする。

３　常勤役員とは，主たる勤務場所とし、原則週3日以上出勤する者をいう。

但し、テレワークによる職務執行も出勤とみなすことができる。

（報酬等の支給）

第３条　役員等に対しては，職務執行の対価として，報酬等を支給するものとする。ただし，この法人の職員を兼務し，職員給与が支給されている役員等に対しては，報酬等は支給しない。

　　２　理事に対する報酬は、各年度の総額が1,500万円を超えない範囲とする。

　　３　監事に対する報酬は、各年度の総額が100万円を超えない範囲とする。

（報酬等の額の算定方法）

第４条　常勤理事に対する報酬等の額は，別表第１に定める範囲内で，理事会において決定する。

　　　２　非常勤の役員等に対する報酬等の額は、別表第２、別表第３に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第５条　役員等に対する報酬等の支給は、現金により本人に支給する。ただし，本人の同意を得れば，本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

（費用)

第６条　役員等が出張する場合は，別に定める旅費規程に基づいて，旅費を支給する。

２　役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は，当該費用を支給する。

（公表）

第７条　この法人は，この規程をもって，社会福祉法第59条の２第１項２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は，理事長が理事会の決議を経て，別に定める。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は，評議員会の承認を受けて行う。

附則この規程は，平成29年4月1日より施行する。

令和3年6月1日より施行する。

令和3年8月7日より施行する。

別表第１（常勤の理事の報酬）

役職名　　　　　　報酬の額

理事  　　　  月額  500,000 円

別表第２（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

理事会等会議への出席　　　　　　　　　　1回　　11,137円

上記の他，法人・施設業務のための出勤　　1回　　11,137円

（2）監事

理事会，監事監査等への出席　　　　　　　1回　　11,137円

上記の他，法人・施設業務のための出勤　　1回　　11,137円

別表第３（評議員の報酬）

評議員会への出席　　　　　　　　　　　　1回　　11,137円

上記の他，法人・施設業務のための出勤　　1回　　11,137円